

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダ等録音装置の使用は、御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは、会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場で着用しないでください。
- 9 銃刀類、その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 発熱等の風邪の症状のある方の傍聴は御遠慮ください。
- 11 その他、徳島地方労働審議会会長及び同審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記事項に反する行為を行う者について、主宰者は、その者を退場させることがあります。

徳島地方労働審議会